

[事案 30-155] 契約解除取消請求

・令和元年5月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人に告知したこと等を理由として、告知義務違反による解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年7月に契約した他社医療保険（契約①）および平成23年12月に契約した医療保険（契約②）を解約して、平成28年12月に代理店を通じて医療保険（契約③）を契約した。がんにより入院し手術を受けたので、契約③にもとづき入院給付金および手術給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反があったとして契約③を解除された。しかし、以下等の理由により、契約③の解除を取り消してほしい。または、契約②を契約①の保障内容を含めた内容に増額して復旧させ、差額保険料の支払いを免除してほしい。

- (1) 契約③の告知に際し、糖尿病と診断され、薬を処方されていることを募集人に伝えた。
- (2) 契約③は、既契約に先進医療特約がついているかを募集人に確認したことを契機に、募集人から勧められて契約したもののだが、先進医療特約は既契約にも付加されており、契約③に乗り換える必要はなかった。契約①は他社保険で復旧不可能なので、契約②の内容を増額することで契約①の保障内容も補填すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人からサプリメントを飲んでいることは聞いたが、糖尿病や薬を処方されていることは聞いていない。一方、申立人は、糖尿病に関して定期的に投薬されており、その後、高脂血症とも診断され、告知の4日前まで定期的に通院し投薬を受けている。
- (2) 申立人と募集人は旧知の仲であり、募集人による既契約からの乗換えに係る一連の説明や告知の取扱いに係る対応が十分でなかった可能性があったことは認める。しかし、契約②の保障額増額は新規引受に等しく、他契約者との公平を損なううえ、申立人に糖尿病やがんの既往歴があることから応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。